

桜ヶ丘福祉館だより

～地域で互いに支え合い、助け合うまちづくり～

第59号 令和6年4月発行
鹿児島市桜ヶ丘福祉館
鹿児島市桜ヶ丘5丁目34-2
TEL/FAX:265-2920

管理運営：指定管理者
鹿児島市社会福祉協議会

第10回桜ヶ丘福祉館 ふれあいと交流まつりを開催しました



2月18日(日)、4年振りに「ふれあいと交流まつり」を開催しました。

日頃、当館で活動されている趣味・教養団体の中から、15団体に出演いただいたほか、手芸、習字等の活動をされている皆さんの作品の展示を行いました。



ステージ発表では、マジックショーを皮切りに、フラダンスや合唱、日舞、バレエ、空手演武など次々に披露され、皆さん日頃の練習の成果を発揮し、素晴らしい演奏・歌声・踊り・演技を披露してくださいました。



また、作品展示発表は、手芸・習字等の活動をされている6団体の皆さんの素晴らしい作品を披露していただきました。



参観者アンケートでは、「素晴らしい展示作品でした。」「ステージ発表が素晴らしかったです。」「楽しい時間を過ごさせていただきました。」などの感想がありました。



今後も充実した「ふれあいと交流まつり」になるよう、工夫改善を進めて参ります。多くの方々に来場いただいたこと、出演、出展された方々はもとより、会場片付けにご協力くださった皆様に厚く御礼を申し上げます。



地域福祉館では《ボランティア活動をしたい個人・団体》《ボランティアを依頼したい個人・団体》の登録申請を受け付けています！

【個人・団体の活動例】

- ①お年寄りとのふれあい、サポートする活動
＜活動例＞話し相手・買い物・ゴミ出し
電球の交換・庭の草取りや剪定・見守り 等
- ②障害のある方との交流、サポートする活動
＜活動例＞散歩補助・外出時の（車椅子）介助
年賀状、暑中見舞いの代筆・整理等・授産
施設や作業所等での手伝い 等
- ③子育て支援活動
＜活動例＞子育てサロンの託児・登下校時
のサポーター 等
- ④地域行事へのボランティア参加

高齢者安全杖の有償提供について

歩行が不安定な高齢者の日常生活の安全と、生活行動の範囲を広げることを目的に、安全杖を提供しています。

- ・対象者：市内に居住する65歳以上で常時杖を必要とする方
- ・本数等：対象者一人あたり1本、1回限り
- ・個人負担金：1本500円
- ・申請等：杖をご希望の方は、担当の民生委員・児童委員にご相談ください。
- ・種類：アルミ製伸縮杖（長め・短め）、アルミ製折りたたみ杖、木製杖
福祉館に杖の見本が配置してありますので、ぜひ直接ご覧ください。
※木製杖は福祉館では提供できません。

車いすの貸出について

福祉館では、在宅で生活されている市民の方が、一時的に車いすが必要になった時に、貸し出し（1か月を限度）をしています。事前に福祉館へご連絡ください。

（費用は無料です）

克灰袋の配布について

福祉館では、降灰処理用の克灰袋を配布しています。

必要な方は事務室までお越しください。

地域福祉館の利用は ネットでの手続きで！

紙（抽選申込書・使用許可申請書）での手続きもできますが、スマートフォンなどによるネットでの手続きの方が簡単で便利です。手続きの方法は、地域福祉館の職員が丁寧に説明しますので、気軽にお声掛けください。

- ・わざわざ来館しなくてもスマホで簡単に予約できる！
- ・紙の様式（抽選申込書・使用許可申請書）の提出が不要！
- ・抽選申込後、当選した場合、スマホで確定処理するだけで予約完了！
- ・自分の予約や抽選結果がすぐにスマホで確認できる！

児童ルームに遊びにきませんか

児童ルームには、楽しく遊べるおもちゃや絵本、折紙をそろえています。どうぞ遊びに来てください。

また、子育て中のお父さん、お母さんも、お子さんと一緒におこしください。

- ・利用時間：午前9時から午後5時
（春・夏・冬休み期間は終日、その他の日は午後1時から指導員が見守ります。）
- ・お子さんのお預かりはしていません。
- ・4歳未満児は保護者同伴でお願いします。
- ・4歳以上でも、トイレなど身の回りのことができない場合は保護者の同伴が必要です。
- ・児童ルーム内での飲食は原則できません。